

応援します！あなたの **好** 動力！

丹波市男女共同参画推進事業補助金

丹波市では、男女がお互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる地域づくりをめざし、市民が自主的、積極的に男女共同参画にかかる学習事業や啓発事業を展開し、理解を深めようとする活動に対し補助金を交付します。



男性の料理教室など男性の家事、育児、介護への理解や参画につながるような事業



女性が地域や自治会に参画しやすくなるためのアンケート実施や意見交換会など、女性の活躍につながるような事業



ポスターや川柳、カルタなどの標語募集、クイズなど、楽しく男女共同参画に関心をもってもらえるような啓発事業

補助金の概要

■対象団体

- ①自治協議会
 - ②自治会
 - ③男女共同参画社会づくりを推進する学習活動・啓発活動を行う5人以上で構成される市民団体
- ※③は、市内に本拠地を置き、主として市内において活動する5人以上の団体とします。

注) 事業を実施する前に必ず申請をしてください。

■対象事業

- ①市内で開催する男女共同参画推進に係る研修会や話し合い等の学習事業
 - ②市内で開催する男女共同参画推進に係る啓発事業
- ※他の制度による市の補助金等を受けている事業は対象外です。

■補助金額

対象経費の合計額とし、上限30,000円(1団体あたり/年間)
※市の予算の範囲内となります。

■補助対象経費

- ①謝金(講師謝金(交通費含む))
- ②消耗品費(事務用紙、事務用品等)
- ③印刷製本費(チラシ等印刷経費)
- ④通信運搬費(通信費、郵券料等)
- ⑤使用料及び賃借料(会場使用料、コピー代等)
- ⑥その他市長が必要と認める経費

【注意】

食糧費、備品、役員手当、振込手数料等に係る経費は対象外です。また、交付決定前に支払った経費についても、対象外となります。

《事業経費の支払上の注意点》

- 10万円以上の支払いは、銀行振込としてください。（振込手数料は補助対象外経費です。）
- 補助金の交付決定日をもって、補助対象の取組に着手することができます。（交付決定日前に支払った経費については、補助対象外となります。）
- 申請団体名義（個人名義は不可）による電子マネー・クレジット払いが可能です。（支払った実額が補助対象経費です。）

■提出書類

◇交付申請時

事業実施前に、次に掲げる書類を男女共同参画センターに直接ご提出ください。

- ①補助金交付申請書（様式1）
- ②事業計画書（別紙1）
- ③収支予算書（別紙2）
- ④団体名簿（※対象団体③の市民団体のみ）

◇実績報告時

事業が完了した時は、完了の日から起算して30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、

次に掲げる書類を男女共同参画センターに直接ご提出ください。

- ①実績報告書（様式8）
- ②事業実績報告書（別紙1）
- ③収支決算書（別紙2）
- ④領収書等補助対象経費の支出を証明できる書類（写し）
- ⑤その他事業内容が分かる書類（記録写真、チラシなど）

■その他

- 交付決定金額に変更が生じる場合は、下記までご連絡ください。
- 補助金の振込みは、申請団体名義の口座へ振り込みます。
- 補助金の収支、領収書等の用途が分かる書類等は、事業が完了した年度の翌年度から5年間保存してください。
- 様式は、丹波市ホームページからダウンロードできます。
- 詳細についてのお問い合わせやご相談は、男女共同参画センターまでお電話ください。

■お問い合わせ先

丹波市男女共同参画センター

（まちづくり部人権啓発センター男女共同参画推進係）

〒669-3467

丹波市氷上町本郷300番地 丹波ゆめタウン2階 市民プラザ内

電話 0795-82-8684 FAX 0795-82-8692

開館時間：10時～18時、休館日：月曜日・年末年始



補助金交付までの流れ

★事業を実施する前に必ず申請してください。
（交付決定前に支払った経費は、補助対象外です。）

★補助金パンフレットの内容を確認し、
対象条件を満たしているかご確認ください。



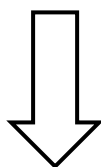
①交付申請

事業実施前に、必要書類にご記入の上、男女共同参画センターへ直接ご提出ください。

【必要書類】 補助金交付申請書（様式1） 事業計画書（別紙1）
 収支予算書（別紙2） 団体名簿（※対象団体③の市民団体のみ）

【ご確認ください】

- 振込先は申請団体名義の口座に限ります。
- 収支予算書の「収入合計」と「支出合計」は一致していますか？



- ・審査後、「補助金交付決定通知書」を送付いたします。
- ・「補助金交付決定通知書」がお手元に届いてから、事業を実施してください。
- ・交付決定金額に変更が生じた場合はご連絡ください。

②実績報告

事業が完了した時は、完了の日から起算して30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、必要書類にご記入の上、男女共同参画センターへ直接ご提出ください。

【必要書類】 実績報告書（様式8） 事業実績報告書（別紙1）
 収支決算書（別紙2） 参考資料（記録写真、チラシ等）
 領収書等補助対象経費の支出を証明できる書類（写し）

【ご確認ください】

- 収支決算書の「収入合計」と「支出合計」は一致していますか？
- 交付決定日前の支払はありませんか？（補助対象外となります。）



- ・審査後、「補助金確定通知書」を送付いたします。

③補助金のお支払い

請求書の提出から概ね1か月後に、指定の口座に補助金を振り込みます。

【必要書類】 補助金請求書（様式10）

【ご確認ください】

- 団体印（代表者印）は捺してありますか？
- 振込先は申請団体名義の口座に限ります。

男女共同参画推進事業補助金交付に関するよくある質問

(令和7年度版)

質問		回答
1	印刷・コピーの用紙代は補助対象か。	◎対象 科目は「消耗品費」です。
2	チラシ等の印刷代は、どの科目に当てはまるのか。	印刷方法によって異なります。 ・業者等に依頼する場合…「印刷製本費」 ・コンビニ等で印刷する場合…「使用料及び賃借料」
3	広報誌を発行する予定である。対象となるのか。	◎対象 科目については、質問②を参考にしてください。
4	事務所でチラシを印刷する場合、トナーの購入は補助対象か。	×対象外 男女共同参画推進事業以外でも使用できるため、補助対象にはなりません。
5	会議開催費として、部屋の借用料は補助対象となるのか。	◎対象 科目は「使用料及び賃借料」です。
6	講師や参加者への、お茶・菓子代は補助対象か。	×対象外 お茶・お菓子だけでなく、料理教室等の食材費も対象外となります。
7	申請前にチラシを印刷し、印刷代を支払ってしまった。補助対象となるのか。	×対象外 <u>交付決定前の支払いは補助対象にはなりません。</u> 申請から数日以内に「補助金交付決定通知書」をお送りします。交付決定日以降に取組に着手してください。
8	講師の交通費は補助対象となるのか。	◎対象 科目は「謝金(交通費含む)」です。領収書を必ずいただってください。
9	年間を通して、数回の事業を考えている。補助対象となるのか。	◎対象 1団体あたり、30,000円/年間が上限です。
10	一度申請をしたが、追加で実施を考えている。補助対象となるのか。	◎対象 1団体あたり、30,000円/年間の上限の範囲内で、申請可能です。 (市の予算の範囲内となるので、あらかじめ、年間を通した事業申請をしていただく方が確実です。)
11	申請時から、事業費が変更になったが、手続きは必要か。	速やかに、男女共同参画センターまでご連絡ください。 変更承認申請の提出が必要な場合があります。
12	「領収書等補助対象経費の支出を証明できる書類」には、支払証明書も含まれるのか。	×支払証明書は含まれません。 講師謝金の場合、講師の印が押された領収書や、銀行振込の際の銀行振込受領書等をご準備ください。
13	銀行振込の場合も領収書を発行してもらう必要があるのか。	銀行振込受領書で結構です。 ただし、 <u>振込手数料は補助対象外</u> です。
14	クレジットカード払いは補助対象となるのか。	◎対象 ただし申請団体名義(個人名義は不可)のクレジットカードに限ります。電子マネーでの支払いも同様です。
15	補助金の振込みは、個人の口座でも可能か。	×個人名義の口座は不可 申請団体名義の口座へ振り込みます。
16	実績報告はいつまでに行えばよいのか。	事業が完了した日から30日以内又は3月31日のいずれか早い日まで にお願いします。
17	市外の団体であるが、補助対象団体となるのか。	×対象外 市内に本拠地を置き、主として市内において活動する5人以上の団体を対象とします。

その他、ご不明な点はお問い合わせください。



丹波市男女共同参画センター

(まちづくり部人権啓発センター男女共同参画推進係)

〒669-3467

丹波市氷上町本郷 300 番地 丹波ゆめタウン 2 階 市民プラザ内

電話 0795-82-8684 FAX 0795-82-8692

業務時間：10時～18時、休館日：月曜日・年末年始